

# 商法改正のポイント 第3回

## 会社法の歩みをたどる

税理士 富山短期大学名誉教授  
日専連専任講師 川中清司

会社を運営するには、会社の法律を知らねばなりません。法の歴史をたどり、時代背景を知ること、その理解を深めることができます。

法律は、その時々を経済社会を色濃く反映します。時代の変化に伴って法律も変わります。商法の内容も経済社会の移り変りとともに大きく変化していきました。

過去の、特に大きな改正は、明治四四年、昭和一三年、昭和二五年にあり、いずれも、戦争と大きなかわりがあります。また、会社の不祥事件との影響も大きく、その都度、監査役制度や罰則を強化してきました。そして、今回の平成一三年の改正は、経済環境の激変に対応するもので、会社の組織再編や資金調達など広い範囲に及んでいます。会社法の理解を深めるために、その誕生から今までの歴史をふりかえってみましょう。

### 法の誕生は一〇年前 近代国家の夜明け

会社法が誕生したのは、今から一二年前の明治二三年で、ドイツ人のヘルマン・レーズラー氏が起草した「旧商法」のなかに「会

社法的一般規定」という名で生まれました。

そのころの日本は、国歌「君が代」の制定（二年）、大日本帝国憲法公布（二年）、初めての国会「第一回定刻議會」が開かれたのが明治二三年一月二十九日など、まさに、近代国家の黎明期でした。

当時は、まだ、会社の設立はすべて「免許主義」をとっていました。世の中が移り、会社法も変わりました。明治二八年の日清戦争で

勝利をおさめ、三〇年には八幡製鉄所ができ、「鉄は国家なり」と象徴されるように、産業資本主義社会が進むなかで、三二年にいわゆる「新商法」が制定され、その第二編の会社規定に今の基本ができました。その後、四年間にわたる改正作業を経て、明治四四年には二〇〇条あまりの大修正が加えられました。

### 資本主義の強化と 商法大改正

昭和に入ると、しだいに、金融資本と産業資本が結びつき、企業規模が巨大化し、独占体制が経済を支配する「独占資本主義」へと変化していきます。

第一次世界大戦の後、昭和四年

から改正作業が始まり、商法の大改正を行ったのは、日華事変の翌年の昭和一三年で、商法の会社編は、ほとんど新しい立法となりました。資本の充実ははかるため、利益があっても繰越欠損金を補てんし、準備金を積んだ後でなければ、配当ができなくなりました。議決権のない株式も新設されました。

この頃の日本は、しだいに、軍国主義の色が濃くなり、遂に、戦争に突入していった時代です。昭和四年一〇月二四日に、NY株が暴落して世界的不況となり、日本にも波及し、昭和五年に失業者は三〇〇万人に達し、農村では娘の身売りがたり、「酒は泪か溜息か」の歌がはやるなど、悲観ムードに包まれました。六年には満州事変、七年には上海事変、一一年には陸軍青年将校による雪の帝都のクーデターで、大臣ら四人を殺害した二・二六事件が起き、一二年には、遂に、日中戦争に突入し、二〇年八月の終戦までの八年間、戦争が続きました。

### 戦後は アメリカ制度へ移行

戦後の日本は、焼け跡から出発

しました。食糧が欠乏し、生産は荒廃してインフレが高進し、人々はタケノコ生活を強いられ、かつぎ屋とヤミ市が全盛の中で、「リンゴの歌」が人々の心を勇気づけました。

昭和二〇年から二七年にかけて、占領期から復興へと進んだ時代でした。

朝鮮戦争で軍需産業が活況をみせたのは昭和二五年で、商法はこの年に、占領軍総司令部の意向もあって、従来のドイツ的な法制度から、アメリカの制度を大きく取り入れ、会社法制の基礎が確立されました。大改正の柱は次の三つです。

●授権資本制度と無額面制度で資金調達を容易にする

●株主総会の権限を縮小し、取締役会による業務執行システムの導入

●株主の監督是正権など地位を強化

「授権」とは、発行できる株式の総枠を決めておいて、取締役会が自由に発行できる権限を授けられるという意味です。それまで定款に書かれていた「資本金」の額が姿を消し、「発行株式総数」が登場しました。つまり、資本と株式の

間が切断され、株式はそのまま株主権を意味することになったわけです。

## 高度成長で 計算制度を原価主義へ

経済白書が「もはや戦後ではない」とうたったのは昭和三一年で、この頃は「神武景気」が三一月間続くなか、復興から発展へと進み、国民生活は大幅に向上しました。続いて、昭和三三年後半から四二月間、岩戸景気が始まり、実質経済成長率は一三・二%を記録し、黄金の六〇年代の幕開けとなりました。

こうしたなかで、商法の会社の計算方法が大幅に改正されたのは昭和三七年で、「財産目録」が不要となり、資産の評価の仕方も原価主義を取り入れ、引当金の設定を認めました。

会社の利益計算が変わることによって、配当を受けとる株主の立場よりも、債権者の立場が重視される方向に向けられました。

## 初の赤字国債発行と 景気回復へ

高度成長によって、日本経済は急激な発展をとげ、昭和三九年に

は、東京オリンピックが開かれ、日本の経済成長を象徴するかのようになり、「五輪景気」が二四月間続きますが、四〇年の秋から戦後初の不況に陥ります。

昭和四一年に、日本の人口は一億人を突破します。この年、戦後初の赤字国債が発行されました。景気は回復に向かい、五七月も続く「いざなぎ景気」で、日本は文字通りの経済大国となりました。

商法では、中小企業が乗っ取られるのを防ぐため「株式譲渡の制限」を取り入れたのが昭和四一年で、定款に「株を譲渡するときは取締役会の承認が必要」とうたい、登記することによって、株の売り渡しにストップがかけられるようになりました。

## 監査役 の権限と 取締役の責任を強化

昭和四七年には、日本列島改造論で土地ブームがまきおこり、四八年には、第一次オイルショックで狂乱物価を招き、一斉に省エネの時代となり、高度成長政策の破綻が明らかとなってきました。

昭和四九年には第二次オイルショックが起き、日本の地価上昇率は三二・四%と史上最高を記録し、

物価が高騰し、便乗値上げが相次ぎました。日本経済は、戦後初のマイナス成長▲〇・七%となり、世界経済も不況に陥りました。

商法は、昭和四九年に監査役の権限を強化し、取締役会に出席して意見を述べたり、取締役の行為に対して、差止め請求する権利が与えられました。大会社には会計監査が強制され、休眠会社の整理も決められました。山陽特殊鋼事件の影響を受けたものです。

言い換えれば、企業社会の成熟に対応した改正がなされたとも言えます。

## 構造汚職、公費天国に 批判高まる

昭和五四年から五五年にかけて「まだら景気」がおとづれ、GNPは一兆ドルを超えます。東京サミットが開かれ、「Japanas No.1」と言われたのも、この頃です。

ロッキード・グラマン事件も起き、汚職や公費のムダ使いに対する批判も高まりました。

商法は、昭和五六年に、次のような幅広い改正が行われました。言わば、会社の非行防止に重点を置いた改正と言えます。

●株の単価を五万円にし、それ未満の端株は議決権を失う  
●株主総会の利益供与を禁じ総会屋の活動を封じた

●取締役の連帯責任を強め、三カ月には一回は取締役会開催  
●決算の公告

役員資格が厳しくなり、禁固以上の刑の終わっていない者は欠格となり、名目だけの役員でも会社に損害が生じた場合に、「懈(け)怠責任」を問われることとなり、すべての会社は、決算内容を新聞などに公告が義務づけられました。

## 最低資本金制度(株式会社一〇〇〇万円)の導入

中曽根内閣は、昭和五七年一月から六二年一月までの一八〇六日間、三次内閣まで政権を担当し、財政赤字の解消が重要な争点となり、行財政・教育改革や、増税なき財政再建などの政治路線が次々と打ち出されました。この間、半導体・コンピュータがリードして「ハイテク景気」を起こしました。昭和六三年から平成二年までは「ビミョ景気」で、昭和四八年以来の一五年ぶりの内需主導型の好景気となり、平成元年には、消費税が三%でスタートしました。

商法の平成二年の改正は、経済秩序を維持する観点からの規制が整備されました。

中小企業の組織の健全化をはかるために、  
(1)一人会社の設立を認め、小規模閉鎖会社への対応。

(2)最低資本金制度を敷いて充実を図りました。さらに、社債制度を変えて資本調達をスムーズにするというもので、主に次のような内容でした。

### ●会社の設立方法

これまで、株式会社を起こすには七人以上の発起人、有限会社では二人以上の社員が必要でしたが、いずれも一人でよいことになった。

### ●最低資本金制度と組織の変更

株式会社は一〇〇〇万円、有限会社は三〇〇万円の最低資本金制度を敷き、それより少ない会社は増資するか、または合資、合名会社などに変更する。

●株式や社債―資金調達を容易にする。

### ●会社の計算と公開

決算を公告をしないときは厳しい規定があった(一〇〇万円以下の過料)が、ほとんど有名無実となっていた。大会社以外は公告方法を緩和した。

## バブル崩壊とリストラ

平成三年には、ソ連が崩壊し、湾岸戦争とバブル崩壊で日本経済が揺れ始めました。雲仙普賢岳の爆発もこの年です。

四年には、バブルのつけが表面化し、佐川急便事件で政治不信がつつり、五年には、細川連立内閣が誕生し、自民の長期政権に幕ひき。景気はどん底に沈む。

リクルート事件や日興証券株主代表訴訟事件などもあり、平成五年の商法改正では、株主代表訴訟の手数料が一律八二〇〇円とされました。

六年は、ゼネコン汚職と価格破壊、産業空洞化が問題化。七年は阪神淡路大震災、オーム事件、金融破綻。八年は、薬害エイズ、産官・学の癒着が暴露。九年は、二次橋本内閣が発足し、日本版ビッグバンが始まり、消費税五%の負担増と、医療費値上げ、特別減税の廃止などを行って、景気は再び後退しました。

こうした流れのなかで、企業は経営維持のためリストラで防衛を進める一方、企業の再編・合併が始められました。

## 企業組織のリストラクションと経済活性化がねらい

これまでの商法改正は、会社の機能に関係するものが中心となっていました。債権者の保護とか、株主と取引先や債権者の利害の調整といった、言わば、会社の機能を合理化するものでした。

しかし、最近の改正は、企業組織の再構築とそれらを通じて、経済社会の活性化を図るという目的のために行われています。

平成九年には、会社合併手続きの簡素化をはかるとともに、第一勧銀やその他の利益供与事件を受けて、商法も利益供与罪などの重罰化を決めました。一年には、新しく完全親子会社形成のための株式交換や株式移転制度。二年には、会社分割制度の創設。

こうした企業組織のリストラクション(再構築)を目的とした改正が、相次いで行われました。株式交換制度を利用して、完全子会社化したソニーの例があります。

●ソニーは、その子会社のソニー・ミュージックエンタテイメント(SME)の約七〇%の株を持っていましたが、商品の開発や提供を

迅速化し収益を高めるために、SEMの全ての株式を保有して完全子会社とした。

● SEMは上場会社で、一般投資家など多数の株主がいたが、両社は株式交換を決め、強制的にSEM株主が持っているSEM株はソニーのものとなり、代わりにその人たちに対して、ソニー株が発行された。

● 結果的に、ソニーとSEMの株主の間で、株が交換される形となった。これを株式交換と言います。

## 経済活動の活性化が目的

平成一三年の改正の特徴は、市場の株式量を引き締め、株価対策を図るとともに、企業の再編成経済活動を活発にする目的で、言わば、経済促進法といった内容のものです。

ここでは、主に次の四つの改正が行われました。

- 金庫株の解禁
- 額面株式の廃止
- 単元株制度の創設
- 法定準備金制度の緩和

まず、バブル時代に大量に株を発行して資金を調達したエクイテ

ィー・ファイナンス（株式金融）で、膨れあがった株式市場を引き締め、流通量を減らし、下がり続ける株価を支えること。

次に、企業の合併や買収をしやすくして、企業の再編を促進することです。金庫株制度を利用すれば、企業再編にあたっては新株を発行すれば、一株当たりの価値の希薄化を防ぎ、配当負担も軽減され、事務手数も軽減されます。

これらの詳細については、前述の「改正商法のポイント―一三年一〇月一日施行」をご参照ください。

## 企業統治を強める

平成一四年五月に施行された改正法では、主に次の三つの内容となっております。

- 監査役機能強化
- 取締役の責任軽減
- 株主代表訴訟制度の合理化

これらの目的は、会社のコーポレート・ガバナンス（企業統治）を強化にあり、

(1) 監査役制度の強化を図るため、任期を四年に延長して取締役会への出席と意見陳述を義務付け、

(2) 代表訴訟を合理化し、取締役や監査役の責任を軽減と、株主総

会や、取締役会の決議によって責任を制限する制度を開きました。これらの詳細については、前述の「改正商法のポイント―一四年五月一日施行」をご参照ください。

## アメリカ型経営の導入

平成一五年四月から施行される改正法では、①委員会設置会社②株式制度の見直し（端株買増し制度）③株主総会の簡素化④取締役の報酬規定⑤資本減少手続きや計算規則などが行われました。くわしくは、前述の「改正商法のポイント―一五年四月一日施行」をご覧ください。

このねらいは、執行と監督の分離を図り、業務執行を可能な限り効率化するために執行役を置くというものです。

## 委員会制度と執行役員制度

この制度を採用できるのは、大会社と、中会社で会計監査人の監査を受ける会社で、定款で決めて「委員会設置会社」となることができるといふ選択制です。

また、「重要財産委員会」を設けて、重要な財産の処分や多額の借

金の場合、この委員会で決めることもできます。業務執行を担当する執行役は、株主総会ではなく、取締役で構成される各委員会が選任し、各委員会が執行役の業務執行をチェックします。

この仕組みは、アメリカ型の企業統治（コーポレート・ガバナンス）を導入したもので、その特徴は、業務執行と経営監視をはっきりと分けることです。取締役会が不適格と判断すれば社長も解任できます。こうした制度を導入するか、従来の仕組みを続けるかは、企業の選択に委ねられています。

## 調和と経営者の倫理観が鍵

こうした、いろいろな制度が導入されましたが、最も必要なのは企業を運営する人であり、その企業、その社会環境に調和しながら、しかも、古い欠陥を打破して、新しい体質に脱皮していく努力を重ねるといふことでしょう。

最近では、アメリカ型経営に疑問の声もきかれます。エンロン、ワールドコムなどが粉飾決算で巨額に利益を計上し、アンダーセン

などの大型監査法人が関わっていたという大事件で、そうした制度に対する不信感が増大し、再び、経営の透明性やアメリカ型のコーポレート・ガバナンスも疑問視されていきます。

それよりも日本の従来の監査役制度を充実させて、日本型コーポレートガバナンスを確立しようという意見が強くみられます。やはり、制度よりも経営陣のしっかりした倫理観をもつことが求められています。

こうした商法改正は四つの要素をもっています。まず第一に、日々激しさを増す経済競争と国際化のなかで、世界に通用する会社法として整備すること、第二は、企業統治Ⅱコーポレート・ガバナンスの確立を急ぎ、企業不祥事に備え、経営の効率化と迅速化を図ること、第三は、進展する高度情報社会、特に、IT革命に対応すること、第四には、資金調達を容易にし、間接金融から直接金融の道を開くことです。

商法の歩みを振り返って、私たちは、かつてない大きな変革期の中にたっていることが改めて痛感させられます。いま、新しい日専連の創造が求められています。